

高齢者・障害者虐待防止のための 指針

訪問介護事業所
ヘルパーステーションPono

高齢者・障害者虐待防止のための指針

ヘルパーステーションPono

1 高齢者・障害者虐待防止に関する基本的考え方

ヘルパーステーションPono（以下事業者）は虐待は高齢者・障害者の尊厳の保持や、高齢者・障害者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

事業者は、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者・障害者虐待防止法に基づき、高齢者・障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、養護者が一生懸命介護をしていたとしても、結果が不適切であれば、虐待に該当する。

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

<具体的な例>

- ①たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ②ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与えたり、身体拘束、抑制をする 等

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

<具体的な例>

- ①入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている
- ②水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、脱水症状や栄養失調状態にある
- ③室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ④高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応な理由なく制限したり、使わせない
- ⑤同居人による「虐待と同様な行為」を放置する 等

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

<具体的な例>

- ①排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ②怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ③侮辱を込めて、子供のように扱う
- ④高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

<具体的な例>

- ①排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ②キス、性器への接触、セックスを強要する 等

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

<具体的な例>

- ①日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ②本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ③年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

3 高齢者・障害者虐待防止に関する事項

事業者は、虐待及び虐待と疑われる事案（以下虐待等）の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」（以下委員会）を設置する。

(1) 委員会の運営者・責任者は管理者とし、高齢者・障害者虐待防止責任者、サービス提供責任者等で構成する。

また、必要に応じて第三者の助言を求められることとする。

(2) 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(3) 委員会は概ね年1回以上定期的に開催し、次のことを検討・協議する。

また、必要時は随時開催する。

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画策定
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組
- ⑤虐待が発生した場合の対応
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策

(4) 委員会を開催した場合、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

4 高齢者・障害者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 権利擁護及び高齢者・障害者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する研修を以下の通りに実施する。

- ①全職員を対象に定期的な研修を年1回以上行う
- ②新規採用時に研修を実施する
- ③外部で実施されている研修会へ参加する
- ④研修が必要と思われる事象が発生した場合は随時研修を実施する
- ⑤実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

- (2) 研修内容は委員会で検討するものとし、法改正等を踏まえて必要に応じて内容を変更する。
また、研修は内部研修・外部研修を問わない。
- (3) 委員会の審議内容、高齢者・障害者虐待防止の研修の諸記録は5年間保管する。

5 高齢者・障害者虐待が発生した場合の対応方法等に関する基本方針

- (1) 高齢者・障害者虐待が発生となる事案が発生した場合は、その全ての事案を管理者に報告する。管理者は即時に委員会を招集し検討する。
- (2) 虐待等が発生した場合は速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (4) 必要に応じて指定権者（神戸市）、関係市町村、警察その他関係機関と連携し対応する。

6 高齢者・障害者虐待が発生した場合の相談・報告体制等に関する基本方針

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居室において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者・障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者・障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

10 本指針の閲覧

「高齢者・障害者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

また利用者及び利用者家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附則)

令和4年1月1日制定

令和6年4月1日一部改正

令和8年7月1日一部改正

